

1. 生ゴミ管理に関する、新政策

韓国では、生ゴミのリサイクル政策の確立に付いて、過去 10 年間、多くの試行錯誤があった。

昨年、生ゴミ処理に関する新しい管理法律が施行された。

本法律に依れば、2005 年 1 月 1 日以降、生ゴミの直接埋め立ては禁止され、家庭では、全ての生ゴミは分別され、適正に集荷されねばならなくなった。

加えるに、全ての生ゴミ処理施設は、建設時とその後、定期的に検査されねばならなくなった。

2. 食品廃棄物リサイクル施設の活性化を進める為のワークショップ

食品廃棄物リサイクル施設の活性化の為のワークショップが 2005 年 2 月 24-25 日の二日間、deajeon の Chateau Grace ホテルで開催された。

このワークショップは K O R R A の主催、環境省の後援で行われたが、食品廃棄物処理施設のオーナーと食品廃棄物管理関係の中央、地方の役所の方々が多数参集された。

ワークショップでは、食品廃棄物処理施設に関し、政府が取った新たな検査方法が紹介された。

下記がその概要である。

廃棄物管理法の適用に関する規制

23 条 (廃棄物処理施設に於ける報告と検査の項目)

- * 一日当たり 100 キログラム以上の処理能力を有する食品廃棄物処理施設は、報告と検査の対象である。
- * 検査は、指定された検査機関で行なわれねばならない。
- * 検査には、二つの種類がある。一つは建設時の検査で、もう一つは、年一度の定期検査である。最初の検査は、2006 年 6 月 30 日までに行われねばならない。

3. K O R R A の 2005 年春季セミナー

本セミナーは、5 月 20 日ソウルの C H U N G - A N G 大学で食品廃棄物製品の付加価値付けをテーマとして開催された。

環境省と商工、産業、エネルギー省が後援しており、前省の方は“食品廃棄物管理政策と将来の改善”に付いて説明し、後省の方は、食品廃棄物リサイクル商品、良いリサイクルシステムに関する検査方法を説明し、これら商品の需要を増やす計画に付いてサジェストした。

又、同セミナーに参加した、食品廃棄物リサイクル事業関連の会社が、モデルケースとして、種々のリサイクル手法を説明した。

4. 環境省の食品廃棄物管理の包括的方策

環境省は食品廃棄物の投棄を最小限度に減らし、リサイクルを最大限に増やす包括的な方策を発表した。

2007年までに達成すべき、投棄とリサイクルの目標は下記に設定された。

- * 食品廃棄量：11,397トン(2002年)を 10,302トン(2007年)に減らす。
- * リサイクルレイト：63%(2002年)を 77%(2007年)に増やす。

本方策は、環境省、農林省、保険厚生省の3省が過去5年協力して進めて来た、食品廃棄物資源化基本計画の経験から学び、取り上げられた。

廃棄物の量をこれだけ減らすには、毎年2%減らさねばならない。

この数字を達成する為に、環境省は様々なステージを設けている。

これらの中に、実業界からの自発的行動参加の推進、市民グループとの教育・PRの協力、廃棄物減量のモデルに対するインセンティブの供与等が含まれている。

更に、このリサイクルターゲットを達成する為に、環境省は、食品廃棄物選別廃棄システムに基づき、世帯の数を2007年までに、11,100,000から16,920,000(全世帯の94%)に増やす計画で、一日当たり2,598トン処理の80処理場を一日当たり6,781トン処理の130処理場に大幅に拡張する計画である。

若し、これらの施策が成功裏に進んだ場合、韓国は2007年までに、77%の食品廃棄物リサイクルレイトを達成する事になる。